

## ベンジルアデニン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬登録申請（新規製剤の登録申請）に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において内閣総理大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：ベンジルアデニン [ Benzyladenine ]

(別名)：ベンジルアミノプリン [ Benzylaminopurine ]

(2) 分類：農薬

(3) 用途：植物成長調整剤

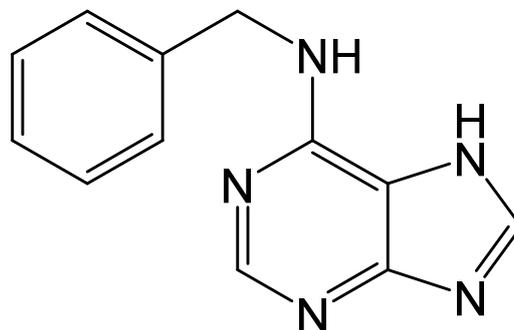
サイトカイニン類似の植物成長調整剤である。細胞膜の受容体に感知されることで転写が活性化され、タンパク質合成促進効果や成長促進効果が引き起こされると考えられている。

(4) 化学名及びCAS番号

*N*-Benzyl-7*H*-purin-6-amine (IUPAC)

9*H*-Purin-6-amine, *N*-(phenylmethyl)- (CAS : No. 1214-39-7)

(5) 構造式及び物性



分子式	$C_{12}H_{11}N_5$
分子量	225.25
水溶解度	$7.6 \pm 0.2 \times 10^{-2}$ g/L (20°C)
	$6.22 \times 10^{-2}$ g/L (20°C)

分配係数  $\log_{10}Pow = 2.19$  (20°C, pH 7)  
 $\log_{10}Pow = 2.16 \pm 0.03$  (22°C  $\pm$  1°C)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の国内における適用の範囲及び使用方法は、別紙1のとおり。

## 3. 代謝試験

### (1) 植物代謝試験

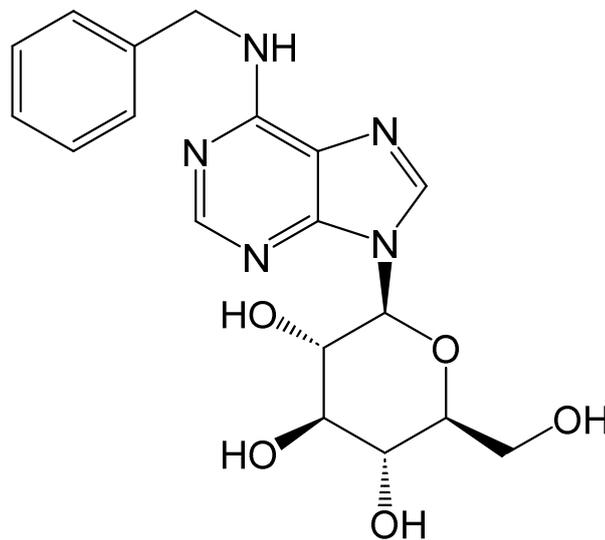
植物代謝試験がぶどう及びりんごで実施されており、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR<sup>注)</sup>以上認められた代謝物は、代謝物[2] (りんご)、代謝物[5] (りんご) 及び代謝物[26] (りんご) であった。

注) %TRR : 総放射性残留物 (TRR : Total Radioactive Residues) 濃度に対する比率 (%)

### 【代謝物略称一覧】

略称	JMPR評価書の略称	化学名
[2]	—	6-ベンジルアミノプリンリボシド
[5]	—	6-ベンジルアミノプリン-9-グルコシド
[26]	—	安息香酸

— : JMPRで評価されていない。



代謝物[5]

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

#### 4. 作物残留試験

##### (1) 分析の概要

###### ① 分析対象物質

- ・ベンジルアデニン
- ・代謝物[5]

###### ② 分析法の概要

###### i) ベンジルアデニン

試料からメタノール、メタノール・水（4：1又は5：1）混液又はアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、塩酸酸性下ジクロロメタンで洗浄した後、水酸化ナトリウム溶液でpH 6～8としてジクロロメタン又は酢酸エチルに転溶する。ヨウ化メチル、ヨウ化エチル又はヨウ化プロピル及び水素化ナトリウムでメチル化、エチル化又はプロピル化する。必要に応じて*n*-ヘキサンに転溶し、アルミナカラム、シリカゲルカラム又はフロリジルカラムで精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ（GC-NPD）で定量する。

または、試料からアセトニトリル又はアセトニトリル・水（5：1）混液で抽出し、塩酸酸性下ジクロロメタンで洗浄する。水酸化ナトリウム溶液でpH 7～8としてジクロロメタンに転溶した後、GC-NPDで定量する。

または、試料からアセトン又はアセトン・水（4：1）混液で抽出し、塩酸酸性下ジクロロメタン又は*n*-ヘキサンで洗浄した後、水酸化ナトリウム溶液でpH 8付近としてジクロロメタンに転溶する。そのまま又は必要に応じて凝固液処理して、*n*-ヘキサンで洗浄後、水酸化ナトリウム溶液でpH 8としてジクロロメタンに転溶した後、GC-NPDで定量する。

あるいは、試料からアセトニトリルで抽出し、凝固液処理した後、水酸化ナトリウム溶液でpH 6～7として酢酸エチルに転溶する。ヨウ化メチル及び水素化ナトリウムでメチル化し、そのまま又はシリカゲルカラムで精製あるいは薄層クロマトグラフィ（TLC）で分離してメチル化物の展開部分を掻き採ってメタノールで溶出し、GC-NPDで定量する。

定量限界： 0.002～0.04 mg/kg

###### ii) ベンジルアデニン及び代謝物[5]

試料からアセトニトリル又はアセトニトリル及びアセトニトリル・水（1：1）混液で抽出した後、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体カラムを用いて精製し、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。

定量限界：ベンジルアデニン 0.01 mg/kg  
代謝物[5] 0.01 mg/kg

## (2) 作物残留試験結果

国内作物残留試験については、みかん（果実）及びりんごの試験成績を追加した。試験成績の概要を別紙2に示す。

## 5. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）に係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

ADI : 0.062 mg/kg体重/日

(ADI設定根拠資料) 発生毒性試験

(動物種) ウサギ

(期間) 妊娠6～19日

(投与方法) 強制経口

(無毒性量) 6.25 mg/kg体重/日

(安全係数) 100

### (2) ARfD

ARfD : 0.35 mg/kg体重

(ARfD 設定根拠資料) 亜急性毒性試験

(動物種) ラット

(期間) 90日間

(投与方法) 強制経口

(無毒性量) 35 mg/kg体重/日

(安全係数) 100

## 6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアボカド、きゅうり等に、豪州においてりんご、西洋なし等に基準値が設定されている。

## 7. 残留規制

### (1) 残留の規制対象

ベンジルアデニンとする。

植物代謝試験において、可食部で親化合物の残留が認められるが、経時的に減少する。りんごの可食部で10%TRR以上認められた代謝物として代謝物[2]、代謝物[5]及び代謝物

[26]が認められるが、使用方法より濃い濃度で散布をした処理90日後の残留は、代謝物[2]では認められず、代謝物[5]の濃度は0.005 mg/kg、代謝物[26]は0.007 mg/kgといずれも微量であった。作物残留試験において、アスパラガスでは、親化合物の残留が認められた。一方、アスパラガスを除き、親化合物の残留は認められず、りんごの作物残留試験で分析された代謝物[5]は、定量限界未満であった。アスパラガス以外の適用では、処理後の経過日数が長いことを考慮すると、代謝物が残留しないと考えられることから、分析の指標としては、親化合物のみで十分と考えられ、規制対象をベンジルアデニンのみとする。

## (2) 基準値案

別紙3のとおりである。

## 8. 暴露評価

### (1) 暴露評価対象

ベンジルアデニンとする。

植物代謝試験において、可食部で親化合物の残留が認められ、りんごの可食部で、10%TRRを超えて検出される代謝物の処理90日後の残留濃度は、代謝物[2]では認められず、代謝物[5]及び代謝物[26]については、いずれも微量であった。アスパラガスでは、親化合物の残留が認められ、アスパラガス以外の適用では、処理後の経過日数が長いこと及びりんごの試験で分析された代謝物[5]は定量限界未満であること、本品目の使用時期等を考慮し、暴露評価対象を規制対象と同様にベンジルアデニンのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をベンジルアデニン（親化合物のみ）としている。

### (2) 暴露評価結果

#### ① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙4参照。

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	0.0
幼小児（1～6歳）	0.1
妊婦	0.0
高齢者（65歳以上）	0.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算式：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期（1日経口）暴露評価

各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えていない<sup>注）</sup>。詳細な暴露評価は別紙5-1及び5-2参照。

注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

## ベンジルアデニンの適用の範囲及び使用方法 (国内)

2025年6月25日時点版

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	散布 (使用) 液量 (目安*)	使用回数	ベンジルアデニン を含む農薬の 総使用回数
アスパラガス	3.0% SL	茎葉散布	300~600倍	夏秋どり、慣行最終収穫 予定日の10~30日前(た だし、収穫前日まで)	100~300 L/10 a	1回	1回
かぼちゃ	1.0% PA	果梗部に塗布	原液	開花前日~開花当日	100果当たり1 mL	1花当たり 1回	1花当たり1回
すいか	1.0% PA	果梗部に塗布	原液	開花当日	100果当たり1 mL	1花当たり 1回	1花当たり1回
温州みかん <sup>注1)</sup>	3.0% SL	散布	100~400倍	加温直後	200~700 L/10 a	1回	2回以内(萌芽直前 ~萌芽期(加温ハ ウス栽培園では収 穫後)は1回以内、 早期加温ハウス栽 培園での加温直後 は1回以内)
温州みかん <sup>注2)</sup>		緑枝部へ散布	100~200倍	萌芽直前~萌芽期(加温 ハウス栽培園では収穫 後)			
りんご	3.0% SL	立木全面散布	50~100倍	伸長旺盛期(6月上旬以 降)	200~700 L/10 a	1回	1回
				新梢伸長時	100~400 L/10 a		
	1.9% SL	立木全面散布	200~400倍	満開10~20日後 (ただし収穫90日前 まで)	200~700 L/10 a	1回	1回
りんご(苗木)	3.0% SL	新たに伸長した 新梢部に散布	50~100倍	新梢伸長時	5~10 mL/苗木	10回以内	10回以内(立木全 面散布は1回以内)
		立木全面散布	50~100倍	新梢伸長時	100~400 L/10 a	1回	
	1.9% SL	新梢部へ散布	30~60倍	新梢伸長時	5~10 mL/苗木	10回以内	10回以内 (ただし 立木全面散布 は1回以内)
		立木全面散布			100~400 L/10 a	1回	
なし(栽培育成時 の非収穫年樹)	3.0% SL	発芽部位に噴霧	30倍	側芽発生時	3 mL/側芽	1回	1回
おうとう(苗木)	3.0% SL	立木全面散布	25~50倍	新梢伸長時(主幹延長枝 の30~80 cm伸長期)	200~800 mL/苗木	1回	1回
ぶどう (デラウェア) <sup>注3)</sup>	3.0% SL	ジベレリン処理の 第1回処理液に添加 して蕾(果房)を浸 漬処理する。	300倍	満開予定日の14~17日前	-	1回	1回
ぶどう (マスカット・ペ リーA、旅路(紅塩 谷)、バツファ ロー(アーリース チューベン)) <sup>注4)</sup>				満開予定日の11~14日前			

SL: 液剤

PA: 塗布剤

今回基準値設定依頼のあった適用の範囲及び使用方法を網掛けで示した。

-: 規定されていない項目

注1) 適用場所: 早期加温ハウス栽培園

注2) 適用場所: 露地栽培・加温ハウス栽培園

注3) 適用場所: 露地栽培園、ハウス栽培の花振り発生園

注4) 適用場所: 露地栽培の花振り発生園、ハウス等施設栽培の花振り発生園

\*: 茎葉散布の場合

## ベンジルアデニン作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1 【ベンジルアデニン/代謝物[5]】	設定の根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
アスパラガス (若茎)	1	3.0% SL	300倍 散布 200 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A:<0.01/- (1回, 3日)	◎
	4	3.0% SL	300倍 散布 100 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A:0.07/- (1回, 3日)	
		3.0% SL	300倍 散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場B:0.015/-	
						圃場C:<0.01/-	
圃場D:0.02/-							
かぼちゃ (果実)	2	1.0% PA	原液を果梗部へ塗布	1	45 43	圃場A:<0.0075/- (\$) 圃場B:<0.0075/- (\$)	◎
すいか (果肉)	2	1.0% PA	原液を果梗部へ塗布	1	42~44 38	圃場A:<0.0035/- (\$) 圃場B:<0.0035/- (\$)	◎
みかん (果肉)	2	3.0% SL	100倍 散布 100 L/10 a	1	203 208	圃場A:<0.0045/- (\$) 圃場B:<0.0045/- (\$)	◎
		3.0% SL	50倍 散布 100 L/10 a	1	203 208	圃場A:<0.0045/- (\$) (#) 圃場B:<0.0045/- (\$) (#)	
	2	3.0% SL	100倍 散布 400 L/10 a	2	156, 217	圃場A:<0.015/- (2回, 156日) (\$)	
					153, 230	圃場B:<0.015/- (2回, 153日) (\$)	
みかん (果皮)	2	3.0% SL	100倍 散布 100 L/10 a	1	203 208	圃場A:<0.0075/- (\$) 圃場B:<0.0075/- (\$)	◎
		3.0% SL	50倍 散布 100 L/10 a	1	203 208	圃場A:<0.0075/- (\$) (#) 圃場B:<0.0075/- (\$) (#)	
	2	3.0% SL	100倍 散布 400 L/10 a	2	156, 217	圃場A:<0.030/- (2回, 156日) (\$)	
					153, 230	圃場B:<0.030/- (2回, 153日) (\$)	
みかん (果実)	2	3.0% SL	100倍 散布 100 L/10 a	1	203 208	圃場A:<0.0049/- (\$) 注2) 圃場B:<0.0050/- (\$) 注2)	◎
		3.0% SL	50倍 散布 100 L/10 a	1	203 208	圃場A:<0.0049/- (\$) (#) 注2) 圃場B:<0.0050/- (\$) (#) 注2)	
	2	3.0% SL	100倍 散布 400 L/10 a	2	156, 217	圃場A:<0.0197/- (2回, 217日) (\$) 注2)	
					153, 230	圃場B:<0.0189/- (2回, 230日) (\$) 注2)	
りんご (果実)	2	3.0% SL	50倍 散布 300 L/10 a	1	118	圃場A:<0.0075/- (\$) 圃場B:<0.0075/- (\$)	◎
			50倍 散布 10 L/樹注3)		70	圃場B:<0.0075/- (\$)	
	6	1.9% SL	200倍散布 363~500 L/10 a 満開20日後	1	148	圃場A:<0.01/<0.01	◎
					148	圃場B:<0.01/<0.01	
					146	圃場C:<0.01/<0.01	
					125	圃場D:<0.01/<0.01	
					183	圃場E:<0.01/<0.01	
					183	圃場F:<0.01/<0.01	
	6	1.9% SL	200倍散布 400~500 L/10 a 満開20日後	1	90	圃場A:<0.01/<0.01	◎
					90	圃場B:<0.01/<0.01	
					90	圃場C:<0.01/<0.01	
					90	圃場D:<0.01/<0.01	
90					圃場E:<0.01/<0.01		
90					圃場F:<0.01/<0.01		
ぶどう (デラウェア、 果実)	3	3.0% SL	300倍 果房浸漬	1	82	圃場A:<0.005/-	◎
					90	圃場B:<0.005/-	
					77	圃場C:<0.005/-	

SL: 液剤

PA: 塗布剤

( \$ ): 同一圃場から採取された1つのサンプルを2つの分析機関に分けて測定されており、結果を平均値として示したため、実際の定量限界とは異なる。

- : 分析せず

( # ) 印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績を網掛けで示した。

基準値の設定根拠及び暴露評価にも使用されているものに◎で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

注2) 果肉及び果皮の重量比から果実全体の残留濃度を新たに算出し網掛けで示した。

注3) 15~30樹/10 aとして換算すると、使用量は150~300 L/10 aと推定される。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
アスパラガス	0.1	0.3	○			<0.01~0.07(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.03	0.05	○			<0.0075,<0.0075(¥)
すいか	0.02	0.02	○			<0.0035,<0.0035(¥)(果肉)
みかん	0.1	0.1	○			<0.0189,<0.0197(¥)
みかん(外果皮を含む。)	0.1	0.1	○			<0.0189,<0.0197(¥)
りんご	0.03	0.05	○・申			<0.0075,<0.0075(¥)
ぶどう	0.01	0.02	○			<0.005,<0.005,<0.005
その他のスパイス	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03(¥)(みかん果皮)
はちみつ	0.05					※1

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

ベンジルアデニンの推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
アスパラガス	0.1	0.018	0.0	0.0	0.0	0.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.03	0.0075	0.1	0.0	0.1	0.1
すいか	0.02	0.0035	0.0	0.0	0.1	0.0
みかん (外果皮を含む。)	0.1	0.0193	0.3	0.3	0.0	0.5
りんご	0.03	0.0075	0.2	0.2	0.1	0.2
ぶどう	0.01	0.005	0.0	0.0	0.1	0.0
その他のスパイス	0.2	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
はちみつ	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.1	0.1
計			0.7	0.7	0.4	1.0
ADI比 (%)			0.0	0.1	0.0	0.0

EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

## ベンジルアデニンの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重)	ESTI/ARFD (%)
アスパラガス	アスパラガス	0.1	○ 0.07	0.1	0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	かぼちゃ	0.03	0.03	0.3	0
	ズッキーニ	0.03	0.03	0.2	0
すいか	すいか	0.02	0.02	0.7	0
みかん（外果皮を含む。）	みかん	0.1	0.1	0.9	0
	りんご	0.03	0.03	0.4	0
ぶどう	りんご果汁	0.03	○ 0.0075	0.1	0
	ぶどう	0.01	0.01	0.1	0
はちみつ	はちみつ	0.05	0.05	0.0	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD (%) の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

## ベンジルアデニンの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ( $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重)	ESTI/ARFD (%)
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	かぼちゃ	0.03	0.03	0.5	0
すいか	すいか	0.02	0.02	1.7	0
みかん (外果皮を含む。)	みかん	0.1	0.1	2.7	1
りんご	りんご	0.03	0.03	1.0	0
	りんご果汁	0.03	○ 0.0075	0.3	0
ぶどう	ぶどう	0.01	0.01	0.3	0
はちみつ	はちみつ	0.05	0.05	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁（値が100を超える場合は有効数字2桁）とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における中央値 (STMR) を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

(参考)

これまでの経緯

昭和55年12月6日	初回農薬登録
平成17年11月29日	残留基準告示
平成22年3月19日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あて残留農薬設定に係る食品健康影響評価について要請
平成26年4月8日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成27年3月13日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成27年9月18日	残留基準告示
令和6年7月1日	農林水産省から消費者庁へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：りんご）
令和6年10月2日	内閣総理大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和7年6月4日	食品安全委員会委員長から内閣総理大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和7年9月8日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和7年9月17日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |     |     |                           |
|-----|-----|---------------------------|
| 大山  | 和俊  | 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長  |
| ○折戸 | 謙介  | 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部教授 |
| 加藤  | くみ子 | 北里大学薬学部教授                 |
| 近藤  | 麻子  | 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長      |
| 須恵  | 雅之  | 東京農業大学応用生物科学部教授           |
| 瀧本  | 秀美  | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事   |
| 田口  | 貴章  | 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長       |
| ◎堤  | 智昭  | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長          |
| 中島  | 美紀  | 金沢大学ナノ生命科学研究所（薬学系兼任）教授    |
| 野田  | 隆志  | 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問        |

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

ベンジルアデニンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

ベンジルアデニン

今回残留基準を設定する「ベンジルアデニン」の規制対象は、ベンジルアデニンとする。

食品名	残留基準値 ppm
アスパラガス	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03
すいか	0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.1
りんご	0.03
ぶどう	0.01
その他のスパイス <sup>注1)</sup>	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。